



平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部次長 藤井 晃夫
(TEL：03-5439-6580)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 29 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 処分の要領

(1) 処 分 期 日	平成 28 年 2 月 15 日
(2) 処 分 株 式 数	1,086,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 45 円
(4) 資 金 調 達 の 額	48,870,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当による処分
(6) 処 分 予 定 先	株式会社エスアンドピー
(7) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社が、平成 27 年 12 月 2 日付「平成 27 年 8 月期の自己株式の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 27 年 7 月 30 日付「自己株式の取得及び事前公表型のオークション市場における自己株式の買付けに関するお知らせ」、及び平成 27 年 7 月 31 日付「事前公表型のオークション市場における自己株式の買付結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」にて公表し取得いたしました自己株式の取得価額が、平成 27 年 8 月期に係る計算書類の承認をした時点で、同期の自己株式の取得価額が会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えていること（以下、「欠損」という。）が確定いたしました。

当社が、自己株式を取得した経緯は以下のとおりです。

平成 27 年 7 月時点において、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社エスアンドピー（以下、「エスアンドピー」という。）は、保有する株式の一部を売却する意向を持たれていました。

当社株式は、業績やプレスリリースの内容が好材料・悪材料ともなかなか株価に連動しづらい状況にあり、これまで「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消し、業績の黒字化を達成した結果においても、株価水準に影響を及ぼし難い状況にありました。

この要因の一つとして、当社の主要株主である筆頭株主の保有比率が高いため、当社株式の流動性が低いことも原因であるものと想定しておりました。

この状況を総合的に勘案した結果、資本効率の向上を通じて、株主への一層の利益還元を行うとともに、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を行うため、定款の定めに基づき自己株式の取得を行うことには、株主を始めとするステークホルダーの利益になると考え、自己株式の取得を行うことは妥当性があるものと判断いたしました。

また自己株式の取得方法を選択する上では、一般株主にも公平に機会を与えるべく、特定株主からの取得とせずに、事前公表による自己株式の買付による方法を選択いたしました。

当社は、取得方法として、平成 27 年 7 月 30 日の終値（最終特別気配を含む）以下の価格である 45 円での、平成 27 年 7 月 31 日の寄付けから東京証券取引所の売買立会における買付けを決定し、買付けの結果、当社普通株式 8,800,000 株を取得総額 396,000 千円にて取得いたしました。

なお、エスアンドピー以外に売付けた株主がいなかったため、当社の取得した株式の総数 8,800,000 株のうち、全株式が同社からの買付けとなりました。

その後、当社の計算書類承認時に欠損が生じた経緯は以下のとおりです。

当社の平成 27 年 7 月 31 日時点における自己株式の取得限度額は、分配可能額、すなわち、当社の場合、個別貸借対照表におけるその他資本剰余金及び利益剰余金の合計額（以下、「剰余金合計額」という。）400,000 千円であり、これは自己株式の取得金額 396,000 千円を上回っておりました。

同時点において（当時）当社は純粋持株会社であり、事業による収益がないため、当社 100%子会社である株式会社 SBY（以下、「SBY」という。）と株式会社エコ・ボンズ（以下、「エコ・ボンズ」という。）から、当社の維持管理コスト相当分を経営指導料及び業務受託料（以下、「経営指導料等」という。）として徴収し収益としております。

当社は子会社への経営指導料等の配分比率を、子会社各社の収益を総合的に勘案して SBY32%、エコ・ボンズ 68%としておりました。

この比率で経営指導料等を配分すると、平成 27 年 8 月期末時点においても、個別貸借対照表における剰余金合計額は 423,810 千円となり、自己株式の取得価額を上回っておりました。

しかし、平成 27 年 10 月 26 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」

にて公表いたしましたとおり、エコ・ボンズの平成 27 年 8 月期第 3 四半期の営業取引について、売上高を総額計上からマージン相当額の純額計上とする会計処理に訂正し、平成 27 年 8 月期第 4 四半期の一部の営業取引については、取引実態をより適切に反映するため同時点における会計監査人と協議の上、仕入れに伴う地位譲渡、土地売買、地上権譲渡、土地造成業務委託に係る支払額相当を仕掛販売用不動産、商品売買に係る支払相当額を仮払金として処理し、販売に伴う入金額相当を仮受金処理としたうえで、平成 28 年 8 月期以降において取引として完結したと看做される客観的証拠が充足した時点で収益認識するものいたしました。

これにより、エコ・ボンズの平成 27 年 8 月期の売上高が当初想定しておりました 1,056,000 千円から 62,100 千円へと大幅に減少したため、平成 27 年 10 月末時点で、同時点における会計監査人から経営指導料等を従来の配分比率ではなく S B Y 50%、エコ・ボンズ 50%の比率で配分するように指導されました。

当社としましては、エコ・ボンズの売上高は大幅に減少しているものの、セグメント利益では、S B Y Δ 21,597 千円に対して、エコ・ボンズ 39,724 千円と依然エコ・ボンズの比重が高かったため、従来どおりの配分が妥当であるとの認識を持っておりましたが、同時点における会計監査人の見解はエコ・ボンズの売上高が大きく減少して配分の根拠が不明確になったことから、50%ずつ配分するべきというものでした。

協議の結果、同時点における会計監査人の指導を受け入れたことから、S B Y への経営指導料等の配分額が増加して S B Y の純資産が 44,323 千円に減少し、当社が保有する S B Y 株式（取得原価 121,000 千円）に著しい下落が生じて当社の個別財務諸表において子会社株式評価損 76,676 千円を計上いたしました。

この結果、当社の平成 27 年 8 月期末の剰余金合計額は 347,134 千円となり、自己株式の取得金額 396,000 千円が当該剰余金合計額を 48,865 千円超過することとなり、平成 27 年 12 月 2 日の取締役会において、平成 27 年 8 月期に係る会計監査人及び監査役会の監査済計算書類の承認を行った時点で、分配可能額が自己株式取得額を下回るものとなりました。

この状況に対して、当社は、自己株式の取得金額が剰余金合計額を超過している部分の補填方法を検討するとともに、当社監査役会が、会社法が規定する取締役等の過失の有無、程度及び責任の所在等について検討するものいたしました。

監査役会の検討結果は以下のとおりです。

当社監査役会は、会社法 465 条に基づく自己株式取得行為に関する職務を行った業務執行者（以下、「取締役等」という。）の填補責任の有無及び填補責任追及の可否について、資料の分析、関係者へのヒアリング、他社類似事例の検証、当社と利害関係のない弁護士である安藤総合法律事務所安藤信彦弁護士及び若林祐介弁護士からの法律意見書の入手、及び他の弁護士のセカンドオピニオン取得、法律専門書の閲覧、類似判例の調査を行う方法により、経営改革委員会の助言を得ながら検討を行った結果、以下の結論となりました。

平成 27 年 8 月期の計算書類承認時に欠損が生じた大きな要因は、平成 27 年 8 月期決算作業段階終盤の平成 27 年 10 月末頃になって、会計監査人より当社グループの子会社が負担する経営指導料の配分方法を一部変更するよう指導され、その結果子会社

株式評価損が生じたことにあります。

ここで、当社と利害関係のない弁護士から入手した法律意見書では、一般に、経営指導料の配分比率は、経費の性質を勘案し、実態に即して売上、利益、総資産及び従業員数等何らかの合理的な配賦基準を用いて算定するものであり、また、自己株式取得時点において、会計監査人は、経営指導料の配分比率に関して特段の異論を出していなかったにもかかわらず、第三者委員会の調査報告公表後に上場維持費用等に相当する部分の配分比率を 50 対 50 に変更するよう指導しており、当社が自己株式取得を決議した平成 27 年 7 月 30 日時点において、上記指導を予見するのは甚だ困難であると思料する旨、記載されております。

したがって、取締役等が、自己株式取得を決議した時点で、将来において会計監査人より上場維持費用等に相当する部分の配分比率を 50 対 50 にするよう指導されること、ひいてはそれが起因となって欠損が生じたことを予見できたと結論付ける事実関係は見受けられず、また、自己株式取得の判断に当たっての事実収集の過程や収集された事実を踏まえた議論の過程に不合理な点は見受けられないことからすれば、会社法 465 条に基づく取締役等の填補責任を認めるのは困難であるとの判断でありました。

また、上述のとおり、会社法 465 条に基づく取締役等の填補責任を認めるのは困難であることから、監査役会は、経営改革委員会の助言を得るとともに、当社と利害関係のない弁護士による法律意見書の意見を踏まえ、取締役等に対して填補責任を追及する必要性までは認められないものと判断いたしました。

また、上述のとおり、取締役等に自己株式の取得に際し、計算書類承認時に欠損が生じることにに関して故意があったものとは認められないため、監査役会は、経営改革委員会の助言を得て、取締役等に刑事責任は認められないものと判断いたしました。

当社は、監査役会からの「今後、資本金や資本準備金を減少してその他資本剰余金を増加させる行為もしくは自己株式の処分等により、事後的にはあるものの、可及的速やかに欠損の補填を行うことを強く要請する」との意見を受け、その方法を検討いたしました。

この結果、欠損相当額である 48,865,779 円の補填を行うために、自己株式の取得先であるエスアンドピーを処分予定先とする第三者割当により、自己株式取得価額と同額である 1 株 45 円にて 1,086,000 株を処分することが、当社の計算書類における適切な自己株式の取得状況に回復せしめるものであると判断し、本日開催の取締役会において決定いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

項目	金額
払込金額の総額	48,870,000 円
発行諸費用の概算額	—
差引手取概算額	48,870,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 48,870,000 円につきましては、将来的に当社の運転資金として充当する予定であります。現時点におきましては具体的な支出予定はないため、銀行口座において適切に資金管理いたします。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
将来的な運転資金 (銀行口座にて管理)	48,870,000 円	未定

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の自己株式の処分は、自己株式取得により生じた欠損の補填が目的であり、これにより当社の計算書類が適切な状況となることから、当社の企業価値及び株式価値が健全化するものと考えており、将来的な運転資金として銀行口座にて適切に管理することには合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分条件が合理的であると判断した根拠

処分価額につきましては、平成 27 年 7 月 31 日に当社が処分予定先より自己株式を取得した価額と同額である 45 円といたしました。

当該価額は、自己株式の処分に係る取締役会決議日(平成 28 年 1 月 29 日)前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における普通取引の終値 24 円と比較して 87.5% のプレミアム、過去 1 か月 (平成 27 年 12 月 29 日～平成 28 年 1 月 28 日) の終値平均 24 円と比較して 87.5% のプレミアム、過去 3 か月 (平成 27 年 10 月 29 日～平成 28 年 1 月 28 日) の終値平均 28 円と比較して 60.7% のプレミアム、過去 6 か月 (平成 27 年 7 月 29 日～平成 28 年 1 月 28 日) の終値平均 35 円と比較して 28.6% のプレミアムとなっていることから、有利発行には該当しないものと判断し、既存株主の皆さまにとって経済的に不利益とならないものであり、処分条件として合理的なものであると判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役 4 名全員 (うち 3 名が社外監査

役である独立役員)が、特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分による処分株式数は 1,086,000 株であり、当社の発行済株式数 73,508,601 株に占める割合は 1.48%、自己株式を除外した 64,708,601 株に占める割合は 1.68%と希薄化の規模はわずかであり、支配株主の変動もないことから、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であり、既存株主の皆さまにとっての権利侵害もないことから処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要 (平成 27 年 8 月 31 日現在)

(1) 名 称	株式会社エスアンドピー		
(2) 所在地	愛知県名古屋市名東区上社四丁目 44 番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山田勇次郎		
(4) 設 立 年 月 日	平成 12 年 5 月 17 日		
(5) 事 業 内 容	広告代理業、有価証券の売買、不動産投資業		
(6) 資 本 金	10 百万円		
(7) 発 行 済 株 式 数	123,846 株		
(8) 決 算 期	8 月		
(9) 従 業 員 数	7 名		
(10) 主 要 取 引 先	-		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	佐藤良太 93% 佐藤圭子 7%		
(13) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社株式 19,654,900 株(持株比率 30.37%)を保有する主要株主である筆頭株主であります。	
	人的関係	当該会社の代表取締役である山田勇次郎氏は当社の取締役を平成 27 年 7 月 9 日まで務めておりました。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状況			
	平成 25 年 8 月期	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期
売 上 高	301,475 千円	253,022 千円	258,843 千円
経 常 利 益	400,014 千円	280,879 千円	483,727 千円

当期純利益	407,040千円	298,540千円	486,519千円
1株当たり当期純利益	3,286.66円	2,410.58円	3,928.42円
資産合計	3,603,602千円	1,030,820千円	2,358,029千円
純資産	383,712千円	682,253千円	1,224,275千円
1株当たり純資産額	3,098.30円	5,508.88円	9,445.46円

※当社は、処分予定先及び処分予定先の代表者から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティングを使った調査結果からも、処分予定先及び処分予定先の代表者が暴力団等反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

当社は、平成 27 年 7 月 30 日付「自己株式の取得及び事前公表型のオークション市場における自己株式の買付けに関するお知らせ」、及び平成 27 年 7 月 31 日付「事前公表型のオークション市場における自己株式の買付結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成 27 年 7 月 30 日の終値（最終特別気配を含む）以下の価格である 45 円にて、平成 27 年 7 月 31 日の寄付けから東京証券取引所の売買立会における買付けを決定し、買付けの結果、当社普通株式 8,800,000 株を取得総額 396,000 千円にて取得いたしました。

当該取得に対しては、エスアンドピー以外に売付けた株主がいなかったため、当社の取得した株式の総数 8,800,000 株のうち、全株式が同社からの買付けとなりました。

その後、当社が、平成 27 年 12 月 2 日付「平成 27 年 8 月期の自己株式の取得に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日の取締役会にて平成 27 年 8 月期に係る計算書類の承認をした時点で、欠損が確定いたしました。

当該状況における対応を監査役会において、経営改革委員会及び当社と利害関係のない弁護士による意見を踏まえ検討いただいた結果、今後、自己株式の処分等により、事後的にはあるものの、可及的速やかに欠損の補填を行うことを強く要請する旨の意見書をいただきました。

これを受けて、当社は自己株式を取得した先であるエスアンドピーに対して、取得価額と同価額にて欠損相当分を処分することが、適切な自己株式の取得状況に回復せしめ、当社の企業価値及び株式価値が健全化すると判断したことから、自己株式の処分による引き受けをエスアンドピーに要請いたしました。

同社は、当社株式 19,654,900 株（持株比率 30.37%）を保有する主要株主である筆頭株主であり、当社監査役会の調査結果を踏まえ検討していただいた結果、当社の現状にご理解をいただき、現在の株価 24 円を大きく上回る 1 株 45 円での割当にご了承いただいたため、同社を自己株式の処分予定先として決定いたしました。

処分先の選定については、次に記載する当社の割当先選定基準に準じて、取締役会における審議並びに監査役からの意見の確認等、適正な社内手続を取っております。

- ① 当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

処分予定先は、当社の主要株主である筆頭株主であるとともに、同社の代表取締役である山田勇次郎氏は平成27年7月9日まで当社の取締役でもありました。

このため、グループの事業及び財務状況を把握し、現経営体制の必要性を理解いただいているとともに、中長期的な企業価値向上に基づく純投資を目的としており、自己株式の処分により交付を受けることとなる当社普通株式については、割当後2年間の継続保有の意向を書面にていただいていることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ② 高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

処分予定先は、当社の主要株主である筆頭株主であるとともに、同社の代表取締役である山田勇次郎氏は平成27年7月9日まで当社の取締役でもありました。

また当社代表取締役及び取締役社長との直接面談において、高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していることを口頭にて確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ③ 法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

処分予定先は、当社の主要株主である筆頭株主であるとともに、同社の代表取締役である山田勇次郎氏は平成27年7月9日まで当社の取締役でもありました。

また当社代表取締役及び取締役社長との直接面談において、法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していることを口頭にて確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ④ 払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。

処分予定先の払込みに要する財産の存在につき、資金確保に関し支障がない旨の確認書を受領するとともに、処分予定先の預金通帳において自己株式の処分額に相当する48,870,000円以上の記載を確認していることから、選定基準を満たしていると判断しております。

- ⑤ 当社との緊密な連絡体制を構築できること。

処分予定先の代表取締役である山田勇次郎氏は、当社代表取締役及び取締役社長との間で固定電話、携帯電話及びメールにて緊密に連絡を取り合えるとともに、直接面談を行っていることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ⑥ 実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当予定先であること。

処分予定先とは、実行可能な事業シナジーはありませんが、処分予定先は、中期的な当社の業績向上による株価向上を期待されていることから、自己株式の処分により取得する当社株式については、取得後2年間の継続保有の意向であるとともに、2年経過後については、当社株式の全部又は一部を売却する場合には、市場動向を勘案しながら処分する方針であることを書面にて確認しており、また売却に際しては、当社の業績状況、及び当社株式の流動性も鑑み、処分予定先自らの判断により行う旨を口頭にて確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ⑦ 特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

当社は、処分予定先、処分予定先の代表取締役から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティングを使った処分予定先、処分予定先の役員及び株主の調査結果からも、暴力団等反社会勢力と一切の関連が無いことを確認しております。よって、選定基準を満たしていると判断しております。なお、当社は、処分予定先、処分予定先の役員及び株主が、暴力団等反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

- ⑧ 処分予定先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

処分予定先が市場外取引にて特定の第三者へ本株式の譲渡を行う場合には、当社取締役会の承認が必要であり、当該基準に合致する先への譲渡を行うことを旨の確認書を受領していることから選定基準を満たしていると判断しております。

- ⑨ 処分予定先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

処分予定先の代表者、及び10%以上の主要な株主とも、当社代表取締役及び取締役社長との直接面談において、①～⑧のすべての基準を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

以上のとおり処分予定先の選定基準について、①～⑨は基準をすべて満たしております。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先は、当社の主要株主である筆頭株主であり、当社の自己株式の取得に対する売付後も当社株式の30.37%を保有いただいております。

当該株式につきましては、今後につきましても中長期的に当社株式を保有していく意向を口頭により確認しております。

なお、当社は処分予定先から、処分株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名又は名称、住所及び譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先からは、処分価額の総額を割当日に払い込む旨の確認書を受領しております。

当社は、処分予定先の払込みに要する財産の存在につき、平成27年8月期に係る決算書を受領するとともに、処分予定先の預金通帳において48,870,000円以上の記載を確認していることから、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

7. 大株主及び持株比率

株主名	処分前 (平成 27 年 8 月 31 日現在)	処分後
株式会社エスアンドピー	30.37%	31.52%
エコ・キャピタル合同会社	28.59%	28.11%
矢吹満	4.12%	4.05%
日本証券金融株式会社	2.13%	2.09%
西谷茂樹	0.89%	0.87%
前田司	0.77%	0.75%
楽天証券株式会社	0.66%	0.65%
株式会社コムシス	0.52%	0.51%
稲垣隆秀	0.51%	0.50%
巻幡俊	0.39%	0.38%

(注) 1. 処分前の持株比率は平成 27 年 8 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって記載しております。

2. 上記表は当社が保有する処分前自己株式数 8,800,000 株、処分後自己株式数 7,714,000 株を除いて算出しております。

8. 今後の見通し

自己株式の処分による当社の平成 28 年 8 月期連結業績に与える影響につきましては、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続き

本件株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による意見の入手、及び株主の意思確認は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
連結売上高（千円）	1,456,089	1,510,653	1,327,406
連結営業利益	40,104	35,960	△117,739
連結経常利益	27,334	29,579	△141,253
連結当期純利益	42,069	11,673	△190,025
1株当たり連結当期純利益(円)	0.81	0.21	△3.27
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	7.45	8.78	10.05

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年8月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	73,508,601株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年8月期	平成26年8月期	平成27年8月期
始 値	42円	56円	45円
高 値	84円	83円	55円
安 値	35円	46円	40円
終 値	56円	47円	48円

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	45円	45円	47円	37円	37円	30円
高 値	46円	48円	52円	39円	37円	31円
安 値	41円	40円	36円	36円	28円	19円
終 値	45円	47円	36円	35円	30円	22円

③ 処分決議日前営業日における株価

	平成28年1月28日
始 値	24円
高 値	25円
安 値	24円
終 値	24円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第8回行使価額固定型新株予約権（第三者割当）

発行期日	平成27年4月1日
発行新株予約権	185個（本新株予約権1個につき100,000株）
発行価	総額13,142,400円 （本新株予約権1個あたり71,040円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：18,500,000株
資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	745,342,400円（差引手取概算額） （内訳） 新株予約権発行による調達額：13,142,400円 新株予約権行使による調達額：740,000,000円 新株予約権発行にかかる諸費用：7,800,000円 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
行使価額及び行使期間	行使価額40円 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年間）
募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
割当先	エコ・キャピタル合同会社に185個を割り当てます。
発行時における当初の資金使途	当社子会社であるエコ・ボンズに対する太陽光発電用地取得のための貸付
発行時における支出予定時期	平成27年4月～平成29年3月
現時点における行使状況	行使済株式数18,500,000株 行使金額740,000千円 平成27年7月6日までに全数行使済み
現時点における充当状況	当社子会社であるエコ・ボンズに対する太陽光発電用地取得のための貸付に全額充当済み

・第4回～第6回行使価額固定型新株予約権（第三者割当）

発行期日	平成25年10月31日
発行新株予約権	59,750個（本新株予約権1個につき100株） 第4回新株予約権、20,000個 第5回新株予約権、20,000個 第6回新株予約権、19,750個
新株予約権の発行価額	総額1,237,500円（第4回新株予約権1個あたり37円、第5回新株予約権1個あたり15円、第6回新株予約権1個あたり10円）
当該発行による潜在株式数	潜在株式数：5,975,000株
資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	377,956,250円（差引手取概算額） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,237,500円 新株予約権行使による調達額：400,125,000円 新株予約権発行にかかる諸費用：23,406,250円
行使価額及び行使期間	行使価額 第4回新株予約権、60円 第5回新株予約権、66円 第6回新株予約権、75円 行使期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日
募集又は割当方法	第三者割当の方法による
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における当初の資金使途	① ㈱S B Yにおける金融機関借入金の返済のための子会社貸付 ② ㈱S B Yにおける海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付 ③ ㈱S B Y関連事業展開におけるM&A関連費用の支出
発行時における支出予定時期	① 平成25年11月～平成25年12月 ② 平成26年2月～平成27年10月 ③ 平成26年2月～平成27年10月
現時点における行使状況	行使済株式数 1,160,000株 行使金額 69,600千円 平成26年10月31日で未行使分のすべてを取得消却
現時点における充当状況	①発行諸費用 6,000,000円に充当済み ②S B Y社における金融機関借入金の返済のための子会社貸付 40,000,000円に充当済み

	<p>③ S B Y社における海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付 10,000,000 円に充当済み</p> <p>④ S B Y社関連事業展開におけるM&A関連費用の支出 14,837,500 円に充当済み</p>
--	--

・自己新株予約権（行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当））の処分

処 分 期 日	平成 25 年 6 月 28 日
処分新株予約権数	39 個
処 分 価 額	総額 1,140,828 円（新株予約権 1 個当たり 29,252 円）
当 該 処 分 に よ る 潜 在 株 式 数	当初の行使価額（61 円）における潜在株式数：1,598,337 株 行使価額上限値（82 円）における潜在株式数：1,188,993 株 行使価額下限値（38 円）における潜在株式数：2,565,771 株
資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産価額）	資金調達額 98,640,828 円 （内訳）新株予約権処分価額分：1,140,828 円 新株予約権行使価額分：97,500,000 円（処分諸費用概算額控除後の差引手取概算額：94,524,053 円）
行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	当初行使価額 61 円（前週金曜日である 6 月 21 日終値の 90% となります。）行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額（1 円未満切り捨て）に修正されます。このため、処分決議日である 6 月 28 日の当初行使価額は、前週金曜日である 6 月 21 日終値（68 円）の 90% で 61 円となります。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額（82 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額（38 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
行 使 期 間	平成 25 年 6 月 28 日から平成 26 年 5 月 27 日

その他処分自己新株 予約権に関して投資 判断上重要又は必要 な事項	<p>① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができます。</p> <p>③ 割当先の権利義務の処分先への承継 本新株予約権の発行時に締結した当初割当先との割当契約に基づき、当初割当先の権利義務は本新株予約権の処分先に承継されます。</p>
募集又は割当方法	第三者割当による
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
発行時における 当初の資金使途	<p>① (株)SBY新規店舗出店及び準備費用</p> <p>② (株)SBY社新サービス導入準備費用</p>
発行時における 支出予定時期	平成25年7月～平成26年5月
現時点における 行使状況	<p>行使済株式数 1,473,650株</p> <p>行使金額 97,500千円</p>
現時点における 充当状況	(株)SBYによる業容を拡大し更なる収益力の強化のため、(株)SBYにおける販売促進費及び広告宣伝費等の投資のほか、(株)SBYの新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資に充当済み。

11. 処分要項

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 処分株式数 | 1,086,000株 |
| (2) 処分価額 | 1株につき45円 |
| (3) 処分価額の総額 | 48,870,000円 |
| (4) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (5) 払込期日 | 平成28年2月15日 |
| (6) 処分予定先 | 株式会社エスアンドピー |
| (7) 処分後の自己株式数 | 7,714,000株 |

以 上